別表十七(一)の記載要領等第11号中「及び」の次に「第142条の４第１項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）並びに」を加え、「同条第10項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（第９号において「平成26年旧措置法」という。）第66条の５第10項」に改め、同第12号中「「損金不算入額 ((22)－(24))又は(21) (25)」」を「「損金不算入額 ((21)－(24))又は(22) (25)」」に、「「(22)－(24)又は」」を「「(21)－(24)又は」」に改め、同記載要領に次の11号を加える。

9　外国法人が平成28年４月１日前に開始する事業年度において平成26年旧措置法第66条の５の２の規定の適用を受ける場合には、「別表十七の三(二)「12」　(26)」から「損金不算入額 (27)又は(28) (30)」までの各欄は、記載しないこと。

10　外国法人が平成28年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法第66条の５の２の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

(1)　「別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」　(20)」から「損金不算入額 ((21)－(24))又は(22) (25)」までの各欄は、記載しないこと。

(2)　「損金不算入額 (27)又は(28) (30)」の欄は、租税特別措置法第66条の５の２第10項の規定の適用を受ける場合には、「(27)又は」を消すこと。